

県立延岡病医療廃棄物収集運搬業務委託仕様書

1 委託内容

県立延岡病院から排出される医療廃棄物の収集運搬業務

2 委託場所

延岡市新小路2丁目1番地10 県立延岡病院

3 委託する医療廃棄物の種類及び数量見込み

- ① 感染性廃棄物：300,000kg
- ② 非感染性廃棄物：48,000kg
- ③ 引火性廃油：3,600ℓ

4 委託する医療廃棄物の搬入先

県立延岡病院と委託契約を締結した処分業者の事業場

5 医療廃棄物の収集運搬日

原則として毎日行うこと。【土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を含む。】ただし、連休期間中等、甲が必要と判断した場合は、事前に甲乙協議の上、収集運搬日を設定変更することができる。

6 報告書の提出

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが管理運営している電子マニフェストシステム（JWNET）を利用し報告する。

7 契約期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

8 事業所への立ち入り調査

県立延岡病院は、排出された医療廃棄物が契約どおりに処理されているかを確認するために、年1回以上事業所への調査を行うことができるものとする。

立ち入り調査については、事前の通告なしに抜き打ちに行うこともある。